



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

定期第939号 令和8年4月24日発行

## 目次

※は県例規集掲載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
220	徳島県指定天然記念物を指定する件	文化振興課 文化資源活用室
221	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
222	保安林の指定を解除する件	森林土木・保全課
223	道路の区域を変更する件	高規格道路課
224	道路の供用を開始する件	同

### 【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
52	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
53	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
54	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の美馬選挙区、三好第一選挙区及び三好第二選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
5 5		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【公安委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
6 ※		徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

## 徳島県告示第220号

文化財の保護に関する条例（昭和32年徳島県条例第23号）第35条第1項の規定により、次に掲げるものを徳島県指定天然記念物に指定する。

令和8年4月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所有者及び管理者
天然記念物 (植物)	笹無谷のスギ等巨木群 生地	83,993.13m <sup>2</sup>	海部郡海陽町相川字 笹無谷53-1の一部 及び字ヲボラ39-11 の一部	公益社団法人徳島森林 づくり推進機構

## 徳島県告示第221号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、神山町長及び阿波市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第2項の規定により次のとおり認証した。

令和8年4月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 神山町に係る地籍調査

#### (1)ア 調査を行った者の名称

神山町

#### イ 調査を行った時期

令和5年度及び令和6年度

#### ウ 成果の名称

神山町下分の一部の地籍図及び地籍簿（下分2地区）

#### エ 調査を行った地域

名西郡神山町下分の一部（下分2地区）

#### オ 認証年月日

令和8年4月10日

#### (2)ア 調査を行った者の名称

神山町

#### イ 調査を行った時期

令和5年度及び令和6年度

#### ウ 成果の名称

神山町上分の一部の地籍図及び地籍簿（上分1地区）

#### エ 調査を行った地域

名西郡神山町上分の一部（上分1地区）

#### オ 認証年月日

令和8年4月10日

### 2 阿波市に係る地籍調査

#### (1) 調査を行った者の名称

阿波市

#### (2) 調査を行った時期

令和5年度及び令和6年度

#### (3) 成果の名称

阿波市吉野町五条の一部の地籍図及び地籍簿（吉野五条3地区）

#### (4) 調査を行った地域

阿波市吉野町五条の一部（吉野五条3地区）

#### (5) 認証年月日

令和8年4月10日

## 徳島県告示第222号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年4月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
阿南市内原町中分173の4
- 2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 徳島県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県阿南県土整備事務所において、令和8年4月24日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
191	富岡港南島	阿南市辰己町1番50地先から 同 48地先まで	旧	6.0	132.1
		同	新	6.0	132.1
		同	新	6.0~14.6	146.8

## 徳島県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県阿南県土整備事務所において、令和8年4月24日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
191	富岡港南島	阿南市辰己町1番50地先から 同 48地先まで	146.8	令和8年4月24日

**徳島県選挙管理委員会告示第 52 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第 75 条第 1 項の規定による監査の請求をする場合の県議会会議員及び知事の選挙権を有する者の 50 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 4 月 24 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

11,835 人

## 徳島県選挙管理委員会告示第 53 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項の規定による県議会の解散の請求、同法第 81 条第 1 項の規定による知事の解職の請求及び同法第 86 条第 1 項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年 4 月 24 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

165,292 人

## 徳島県選挙管理委員会告示第 54 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の美馬選挙区、三好第一選挙区及び三好第二選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 4 月 24 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
美 馬	9,554 人
三 好 第 一	6,403 人
三 好 第 二	3,685 人

## 徳島県選挙管理委員会告示第 55 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年 4 月 24 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

165,292 人

## 徳島県公安委員会規則第6号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月24日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号ア中「提出して」を「提出し、又は電子申請により」に改め、同項第3号中「安全運転管理者等講習終了証書」を「講習終了証書」に改める。

別表2 四国横断自動車道（南部自動車道）の項中「まで」の次に「及び小松島市立江町字中ノ坪278番から阿南市下大野町渡り上り552番1まで」を加える。

別記様式第15号の18を次のように改める。

# 講習終了証書

氏名

署別整理番号

事業所名

道路交通法第108条の2第1項第1号の規定に基づく安全運転管理者等の講習を終了したことを証する。

年 月 日

徳島県公安委員会 印

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第15号の18の安全運転管理者等講習終了証書は、改正後の徳島県道路交通法施行細則別記様式第15号の18の講習終了証書とみなす。